

## 自動消火器給付事業の廃止について（お知らせ）

令和3年3月31日をもちまして、日常生活用具給付事業における自動消火器の給付を廃止します。

### 1 廃止理由について

#### （1）ガスコンロの安全装置取り付け義務化後、10年以上が経過

平成20年の法律改正により、過熱状態となった場合、発火前にコンロが自動停止されるよう、ガスコンロに「調理油過熱防止装置」「立ち消え安全装置」の取り付けが義務化されました。

制度改正から10年以上経過した現在、安全装置を備えたガスコンロが普及し、自動消火器の必要性が薄れてきたため、自動消火器の給付制度については廃止いたします。

#### （2）新たなニーズへの対応

上記理由やIH調理機の普及等により、新規設置希望者が減少している中、新型コロナウイルス感染症への対応等を含め、各種事業の選択と集中により、新たなニーズへの対応を図ります。移動困難者の増加に対する新たな移動支援事業として、令和3年度10月から、要介護・要支援認定を受けた在宅高齢者への一般タクシー助成を予定しています。

※ 令和元年度に自動消火器の申請要件を拡充しましたが、新たな要件での申請はありませんでした。

### 2 廃止後について

#### （1）廃棄

従来より、消火器の廃棄については自己負担としています。

#### （2）交換

自動消火器に、消火器設置業者が記載されているので、交換を希望する場合は、業者に連絡していただき、自費による交換をお願いいたします。

<問い合わせ先 安城市役所高齢福祉課高齢福祉係 TEL0566-71-2223>